

< 継続要望事項 >

下記事項については、施策を検討もしくは継続的に実施されるよう要望する。

1. 中小企業の活力強化

- (1) 創業・ベンチャー支援のための助成事業や融資制度の充実に加えて、中小企業向け投資法人の活用に積極的に努めるとともに、新たな事業分野に進出するための支援策についても充実・強化を図ること。また、区市町村による施策整備への支援も含めて、創業支援施設の整備・活用を促進するとともに、都用地活用型企業支援事業を通じた、中小企業製造業の立地操業環境の改善、技術開発等支援に努めること。
- (2) 産業技術研究所等において最新の技術動向に対応した設備を整備するとともに、ナノテクノロジーセンターの機能の実効性の確保に努めること。
- (3) 魅力ある商店街づくりやコミュニティ再生に資するべく、商店街が主体的に推進する事業への支援を図ること。
- (4) 東京商工会議所が中心となり設立された「まちづくりと地域商業活性化に向けた商店会・チェーン店関係団体協議会」の活動も着実に進みつつあり、今後も、その活動を積極的に支援すること。
- (5) 中小卸売業の活性化に資するべく、卸売業の集積地の特性を踏まえた業界の自主的な取り組みに対する支援や活性化策の検討に積極的に努めること。
- (6) リニューアルに迫られている老朽化した中小オフィスビルについて、防災上の観点からも金融支援措置等を通じてリニューアル促進を図ること。
- (7) 生涯スポーツ社会の実現に資するべく、スポーツ・レジャー産業の活用策や振興策を検討すること。
- (8) 東京版デュアルシステムの推進は人材育成の観点からも非常に有効であり、その実効性を高めるためにも、生徒の受入側である中小企業の負担軽減を図る措置を検討すること。
- (9) 企業経営者の再挑戦の支援に資するべく、都営住宅を賃貸する制度の活用促進を図ること。
- (10) 官公需政策の趣旨を踏まえ、東京都においても、指名競争入札への参加に際して中小企業を優先する制度等を通じて、中小企業の受注機会の確保に一層努めること。

加えて、中小企業支援の法律や制度の認定を受けた計画に基づいた中小企業の技術や製品等の公的機関での積極的な活用を検討すること。

2．中小企業への金融支援

- (1) 信用補完制度の見直しについて、仮に部分保証制度が導入されるとするならば、信用力の低い企業や創業間もない企業、小規模企業等に対する資金供給の円滑化を阻害することが強く懸念されるところである。従って、その議論にあたっては慎重を期すべきであり、東京都においても国への働きかけを含めて所要の対応を講じること。
- (2) 各種制度融資や保証制度については、中小企業がより活用しやすい制度とすべく、随時見直しを行うとともに、周知・普及に努めること。
- (3) CLO・CBOの普及・定着にさらに努めるとともに、より多くの中小企業の参加が可能となるよう弾力的な運用を検討すること。

3．環境規制等への対応

- (1) 地球温暖化対策の実施に際しては、「規制手法ではなく誘導手法による制度強化」との趣旨を尊重し、資金や事務処理等について事業者にも過度の負担を生じないような運用に努めること。

加えて、省エネルギー設備の導入や屋上緑化などの環境に配慮した取り組みを推進すべく、融資や助成金などの金融措置を拡充するとともに、固定資産税の減免など税制優遇措置に関わる国への働きかけを行うこと。
- (2) 土壌汚染調査や浄化処理に関わる多額の費用の負担軽減を図るべく、補助制度の創設を検討すること。
- (3) ISO取得支援助成事業に関して、助成枠の拡大および申請手続の通年化等の制度の充実を図ること。
- (4) PM減少装置および装着費用に関わる補助制度は非常に有効であり、引き続き継続するとともに、税制上の優遇措置についても検討すること。また、NOx・PM法による自動車の買い替えに対する東京都の特別融資制度についても、効果が高いことから継続すること。一方、同法については、対象となる地域の事業者にも不公平感が広がっており、対象地域の見直し、もしくは対象地域内における事業者への補助制度の創設について国への働きかけを行うこと。
- (5) 京都議定書の発効も踏まえ、低公害車への買い替えに対する補助制度や融資制度の拡充とともに、税制上の優遇措置の拡充についても働きかけること。また、CNG

(圧縮天然ガス)車等、低公害車のエネルギー供給基地の拡充を図るよう各機関に働きかけること。

4. 観光振興

(1) 東京観光財団を通じたシティセールス機能の強化を図るとともに、外国人向けのサイン・地図標記の統一化等に取り組むこと。併せて、観光に関わる人材育成の観点から、「地域限定通訳案内士」の資格試験を早期に実施すること。

また、東京の新たな魅力を演出するため、皇居をはじめとするシンボリックな施設を対象としたライトアップについて検討すること。

(2) 都市型エンターテインメント施設として期待されるカジノの整備について、早期の実現をめざして国への働きかけを継続するほか、都民の理解を促進するための実証実験を継続的に実施すること。

5. 都市基盤整備

(1) デジタル放送への移行を踏まえた新タワー建設構想について、災害時のリアルタイムの情報発信、避難情報等、都市防災機能が飛躍的に向上するばかりでなく、新たな観光資源開発としても期待されることから、東京への建設誘致に尽力すること。また、建設が決定した際には、早期の整備が可能となるよう所要の措置を講じること。

(2) 木造密集地域の建て替えを促進すべく、一定基準を満たす建て替えについては容積率を緩和するなどのインセンティブを付与すること。

(3) 首都圏3環状道路の早期整備を図ること。「スムーズ東京21-拡大作戦」による渋滞対策を強力に推進するとともに、その実効性の確保に努めること。

(4) 総合物流ビジョンを早期に策定するとともに、基盤施設整備のあり方や交通インフラとのリンケージ強化等を十分に踏まえること。

(5) 南北方向の軌道系交通の整備が遅れている地域の交通環境を改善すべく、エイトライナーやメトロセブンの整備促進を図ること。

以 上